

(事業者の皆様へ)

— 委託契約に関する留意事項 —

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

北海道

契約区分

- 委託契約には成果物を求める**請負契約**と、一定の業務の執行を求める（準）**委任契約**があり、この契約は**請負契約**になります

再委託

- 再委託は禁止です
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については裏面）
- 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います
- 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください
- 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません

報告等の義務

- 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください

調査等への対応

- 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります

指名停止等

- 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、道と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください
- 代表者は構成員に対し、道との契約内容を十分に周知してください

再委託について

再委託は禁止です
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません

- 業務の全部を再委託する場合
- 業務の主要な部分を再委託する場合
- 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、道の承諾を得てください

- 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- 再委託する理由及びその必要性
- 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- 再委託する相手方の過去の履行実績
- その他求められた書類